

東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 12 日 25 都市整防第 49 号
改正 平成 27 年 3 月 30 日 26 都市整防第 507 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日 27 都市整防第 584 号

第 1 章 総則

(通則)

第 1 条 東京都不燃化推進特定整備事業補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「交付規則」という。）及び関係通知によるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第 2 条 この要綱は、東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成 25 年 3 月 29 日 24 都市整防第 598 号。以下「制度要綱」という。）第 14 条第 2 項に基づき、補助対象事業を行う特別区（以下「区」という。）に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 不燃化推進特定整備事業

不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）において、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して都が行う不燃化のための支援に関する次の各号に掲げる事業

(2) 専門家派遣支援

不燃化特区内での取組における諸課題を円滑かつ迅速に解決するため、区が各分野の専門家を現地に派遣する際に必要とする費用を都が補助する支援（制度要綱第 14 条第 1 項第 1 号及び第 10 号に係る支援）

(3) 建替え促進支援

不燃化特区内の建替え等を促進させるため、区が建替えに要する費用の補助を行う際に、その費用を都が補助する支援（制度要綱第 14 条第 1 項第 2 号に係る支援）

(4) 老朽建築物除却支援

火災時の延焼を助長する老朽建築物の除却を促進させるため、区が除却し、又は除却に要する費用の補助を行う際に、その費用を都が補助する支援（制度要綱第 14 条第 1 項第 3 号に係る支援）

(5) 民間不動産情報提供支援

不燃化特区内の不燃化建替えを促進させるため、区がインターネット等による民間不動産情報を提供して従前居住者の移転先を紹介する際に、その費用を都が補助する支援（制度要綱第 14 条第 1 項第 4 号に係る支援）

(6) 防災街区整備事業支援

防災街区整備事業による不燃化特区内の不燃化を促進させるため、防災街区施設建築物の整備に係る費用を都が補助する支援（制度要綱第14条第1項第5号に係る支援）

(7) 公園、緑地、広場等整備支援

不燃化特区内の不燃化を促進させるため、区が行う小規模な公園、緑地、広場等の用地取得及び整備に要する費用を都が補助する支援（制度要綱第14条第1項第6号に係る支援）

(8) 現地相談ステーション管理・運営支援

不燃化特区内の不燃化建替え、共同化等を促進させるため、現地相談ステーションの管理・運営に要する費用を都が補助する支援（制度要綱第14条第1項第7号に係る支援）

(9) 公共施設転換用地取得支援

不燃化特区内の不燃化を促進させるため、区が行う公共施設転換用地の取得に要する費用を都が補助する支援（制度要綱第14条第1項第8号に係る支援）

(10) 効果促進助成支援

不燃化特区内の不燃化を促進させるため、制度要綱に定める都の支援に関連してその効果を補完し促進する区の各種事業に要する費用を都が補助する支援（制度要綱第14条第1項第9号に係る支援）

2 前項のほか、この要綱における用語の定義は、各章において定める。

なお、制度要綱及び東京都防災密集地域総合整備事業補助金交付要綱（平成18年3月31日17都市整防第809号。以下「密集交付要綱」という。）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第4条 この要綱の補助金の交付対象者は、不燃化特区で補助対象事業を行う区とする。

(補助対象事業)

第5条 この要綱の補助対象事業は、知事の認定を受けた整備プログラムに定められた事業とし、第2章から第9章においてその内容を定める。

(補助金額)

第6条 補助金額は、第2章から第9章に定めるところにより、補助対象事業費から国庫交付金等の特定財源を控除した額の2分の1以内の額を限度として、予算の範囲の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(経費の配分等の軽微な変更)

第7条 別表に掲げる各区分の経費の他の区分への流用で、その金額が当該年度の全経費の3割以内又は300万円以下である場合は、交付規則第11条第1項第1号の経費の配分の軽微な変更

に該当するものとする。ただし、第22条の公共施設転換用地取得支援に関する経費の配分の変更は、軽微な変更

に該当しないものとする。

2 内容の変更で補助金の額に変更を生じないものは、交付規則第11条第1項第2号に規定する軽微な変更

に該当するものとする。ただし、第22条の公共施設転換用地取得支援については、軽微な変更

に該当しないものとする。

3 前2項の軽微な変更については、事前に都に相談の上その指示に従い報告するものとする。

(他の補助金との調整)

第8条 都が別に行う事業において補助金又は補償金を受ける場合には、この要綱に基づく補助金を申請することができない。

第2章 専門家派遣支援

(定義)

第9条 この章における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) まちづくりコンサルタント
都市計画及び建築その他まちづくりに関わる知見と実務経験を有する専門家をいう。
- (2) 共同化コーディネーター
建物の共同化に当たり、共同化権利者の権利関係調整や再建計画の策定等を行う専門家をいう。
- (3) 補償コンサルタント
国土交通大臣の登録を受け、補償コンサルタントを営む者をいう。

(補助の対象等)

第10条 補助対象事業、補助対象事業費及び補助要件は次の表のとおりとする。

区分	補助対象事業	補助対象事業費	補助要件
まちづくりコンサルタント派遣	まちづくり方針、現況調査、事業計画の策定、住民のまちづくり活動支援等に必要なコンサルタント派遣	右欄に掲げる費用（1ha当たり600万円を乗じて得た額を上限とする。）	まちづくりコンサルタントへの委託費用を補助する。不燃化特区の指定から2年程度の初動期に事業を実施するものとする。ただし、区が当初の実施期間を延伸する場合は、別記第5号様式を提出し、あらかじめ都の承認を得るものとする。区は、実施状況を適時受託者に報告させ、必要な指導・調整を行うこと。
共同化コーディネーター派遣	第12条の共同建替えの要件に適合する建築物の建替えに関する計画、建設資金などの相談、折衝、指導等のためのコーディネーター派遣	右欄に掲げる費用	一の共同化範囲の建物につき、具体的な共同化検討の開始から2年程度の期間において、合意形成及び権利関係調整から整備計画策定までを行うため、コーディネーターの派遣費用全額を補助する。コーディネーターは初年度の事業内容を区に報告し、2年度目の補助は、コーディネート計画が、権利者の合意を得た生活再建・共同化基本計画の策定見込みがあると認められことを要する。密集交付要綱に基づく共同化コーディネーター派遣補助を受けていないことを要件とする。
士業派遣	不燃化に伴う権利者の移転や建替え等に関して必要な相談を受けるため、弁護士、税理士等の専門家を、個別権利者又はまちづくりステーション等に派遣	右欄に掲げる費用（1ha当たり300万円/年を乗じて得た額を上限とする。）	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターのまちづくり専門家登録派遣制度等により、まちづくり専門家を権利者等の相談のために派遣する場合にその費用を補助する。 例：弁護士・税理士・不動産鑑定士・ファイナンシャルプランナー、建築士・技術士（都市及び地方計画）、再開発プランナー、土地区画整理士、司法書士、行政書士、公認会計士、不動産コンサルタント、土地家屋調査士、まちづくり研究家、用地専門家等

全戸訪問	不燃化建替え等を促すための全戸訪問の委託	右欄に掲げる費用	<p>不燃化建替えとなる建築物の所有者及び占有者を、一定の研修を受けた受託者が2人1組以上で訪問し、不燃化建替えの呼びかけ、意向の把握、相談の案内、権利関係や問題点の聞き取り等を行う場合にその委託費用を補助する（1戸3回までの訪問とする）。</p> <p>区が認めた訪問計画に従い、訪問・呼びかけ等のほか、個別記録や状況分析等を作成して報告させる。</p> <p>不燃化特区の指定から2年程度の初動期の実施とする。ただし、区が当初の実施期間を延伸する場合は、別記第5号様式を提出し、あらかじめ都の承認を得るものとする。</p>
用地折衝派遣	用地取得に必要な折衝業務の民間事業者等への委託	右欄に掲げる費用	<p>都又は区の公共用地取得の実績のある法人・団体（公益財団法人東京都都市づくり公社、独立行政法人都市再生機構等）、用地専門家又は補償コンサルタントへの用地取得折衝（調査・相談・補償算定・折衝・契約書等作成等）委託費用</p> <p>民間委託の場合は、成功報酬方式を取り入れる等、用地取得が進捗する委託条件を原則とする。</p>

第3章 建替え促進支援

(定義)

第11条 この章における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 老朽建築物

密集制度要綱第3章第10(1)に定めるものをいう。

(2) 建替えを促進すべき建築物

密集制度要綱第3章第10(3)に定めるものをいう。

(3) 協調化

複数の土地所有者等が一体性に配慮した設計に基づいて、各戸の敷地で建築物の建設を行うことをいう。ただし、複数の土地所有者等による建設の時期が異なる場合には、平成32年度までに全ての建設が完了することが確実と見込まれる場合に限る。

(補助の対象等)

第12条 補助対象事業、補助対象事業費及び補助要件は次の表のとおりとする。

区分	補助対象事業	補助対象事業費	補助要件	
共同 建替 え	除却 費等	建替えを促進すべき建築物から別記1各号を満たす建築物への建替え、認定建替え(密集交付要綱別表8(4)に定めるものをいう。以下同じ。)又は防災建替え(同表8(5)に定めるものをいう。以下同じ。)に伴う老朽建築物の除却に要する費用助成	老朽建築物及びこれに付属する工作物の解体除却工事費 除却後の敷地の整地費 通常損失に係る補償費	区が各地区の実情等に 応じて定め る最低敷地 面積以上で の建替えで あること。
	建築 設計 費	建替えを促進すべき建築物から別記1各号を満たす建築物への建替え、認定建替え又は防災建替えに伴う建築設計及び工事監理に要する費用助成	建替えに伴って必要な建築設計及び工事監理に要する費用 別記1においては、要する費用に設計料率又は監理料率を乗じて得た額に、住宅部分に係る床面積(以下「補助対象面積」という。)を従後の建築物の延べ面積で除した数値(以下「補助対象面積率」という。)を乗じて得た額で2/3以内の範囲で区が交付する額 従後の建築物の工事費(建築物の延面積に別に定める標準建設費単価※1を乗じて得た額を超える場合にあつては、建築物の延べ面積に標準建設費を乗じて得た額)に別に定める設計料率又は監理料率※2を乗じて得た額を上限とする。	
	共同 施設 整備 費	1 建替えを促進すべき建築物から別記1各号を満たす建築物に建て替える者に対する建替えに伴って必要な次に掲げるものに要する費用助成 (1)空地等の整備に要する費用 (2)供給処理施設の整備に要する費用 (3)その他共用通行部分等に係る建築工事に要する費用 (4)共同建替え促進費	建替えに伴って必要な左記1の(1)から(4)に要する費用((1)から(3)においては、整備に要する費用に補助対象面積率を乗じて得た額(協調化による建替えを除く。))、左記2の(1)から(5)に要する費用及び左記3の(1)から(5)に要する費用の2/3以内の範囲で区が交付する額。ただし、公開空地用地取得費については、費用の1/5以内の範囲で区が交付する額 建築物の建築工事費は、建築物の延面積	

		<p>2 認定建替えの要件に適合する建築物に建て替える者に対する建替えに伴って必要な次に掲げるものに要する費用助成</p> <p>(1)空地等の整備に要する費用 (2)供給処理施設の整備に要する費用 (3)その他共用通行部分等に係る建築工事に要する費用 (4)共同建替え促進費 (5)公開空地用地取得費((1)に係る土地の取得に限る。)</p> <p>3 防災建替えの要件に適合する建築物に建て替える者に対する建替えに伴って必要な次に掲げるものに要する費用助成</p> <p>(1)空地等の整備に要する費用 (2)供給処理施設の整備に要する費用 (3)その他共用通行部分等に係る建築工事に要する費用 (4)耐火等構造費 (5)共同建替え促進費</p>	<p>に別に定める標準建設費単価※3を乗じて得た額を超える場合にあつては、建築物の延面積に標準建設費単価を乗じて得た額を上限とする。</p>	
戸建 建替 え	除却 費等	別記2の要件に適合する建築物への建替えに伴う老朽建築物の除却に要する費用助成	老朽建築物及びこれに付属する工作物の解体除却工事費 除却後の敷地の整地費 通常損失に係る補償費	最低敷地面積の制限、 建ぺい率の制限、又は 隣棟間隔の確保等により、 密集住宅地の再生産が行われない要件が定められていること。
	建築 設計 費	老朽建築物から別記2の要件に適合する建築物に建て替える者に対する建替えに伴って必要な建築設計及び工事監理に要する費用助成	建替えに伴って必要な建築設計及び工事監理の費用として区が交付する額 (地上1階から3階までの床面積の合計に応じて、別に定める額を上限とする。)	

※1 「別に定める標準建設費単価」とは、密集交付要綱 別表7に基づく単価の定めのうち、建替促進 建築設計費に係るものをいう。

※2 「別に定める設計料率又は監理料率」とは、密集交付要綱 別表7に基づく単価の定めのうち、建替促進 建築設計費に係るものをいう。

※3 「別に定める標準建設費単価」とは、密集交付要綱 別表7に基づく単価の定めのうち、建替促進 共同施設整備費に係るものをいう。

(別記1)

- (1) 共同住宅等の建設又は協調化による住宅の建設であること。
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (3) 建築物の形状、外壁等の色彩は周辺の環境に配慮したものとすること。

(別記2)

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (2) 建築物の形状、外壁等の色彩は周辺の環境に配慮したものとすること。

第4章 老朽建築物除却支援

(定義)

第13条 この章及び第9章において、老朽建築物とは、次のいずれかに該当する延焼防止上危険な建築物をいう。

- (1) 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項で規定する延焼防止上危険である木造建築物として国土交通省令で定める基準に該当する木造建築物
- (2) 区の調査によって危険であると認められた昭和56年以前の建築物
- (3) 区の調査によって危険であると認められ、適正な管理がなされていない建築物

(補助の対象等)

第14条 補助対象事業、補助対象事業費及び補助要件は次の表のとおりとする。

区分	補助対象事業	補助対象事業費	補助要件
老朽建築物除却	老朽建築物の除却を行う者に対する除却費の費用助成	老朽建築物及びこれに付属する工作物の解体除却工事費及び除却後の敷地の整地費 国単価により所有者負担なしとして積算した事業費を補助対象事業費上限とする。	老朽建築物の所有者等が除却（第3章に該当するものを除く。）を行う場合に、その除却費用を助成する。 原則として、不燃化特区の指定期間を限度として、区が公共用地等として無償で借り上げる こと。
	区が行う老朽建築物の除却	老朽建築物及びこれに付属する工作物の解体除却工事費及び除却後の敷地の整地費 国単価により所有者負担なしとして積算した事業費を補助対象事業費上限とする。	老朽建築物の除却に対して所有者の同意があること。 原則として、不燃化特区の指定期間を限度として、区が公共用地等として無償で借り上げる こと。

第5章 民間不動産情報提供支援

(定義)

第15条 この章において、民間不動産情報とは、不動産情報を保有・管理する民間事業者との契約により、不動産流通物件の情報、不動産の所在地、図面等インターネット等を介して入手することのできる不動産の情報をいう。

(補助の対象等)

第16条 補助対象事業、補助対象事業費及び補助要件は次の表のとおりとする。

区分	補助対象事業	補助対象事業費	補助要件
民間不動産情報提供支援	不燃化特区内に所在し、又は建物等を所有する権利者へ移転先をあっせんすることを目的とした民間不動産情報のインターネット等による検索	区又は現地相談ステーション等で相談員等が、移転先の民間不動産情報を検索し、権利者に提供するためのインターネットサイト等の基本利用料・検索料等（登録料等の初期費用を除く。）	不燃化特区内に所在し、又は不動産等を有する者で、整備プログラムに基づく区の不燃化の取組のために移転する必要がある者への民間不動産情報の検索・提供を対象とする。インターネットによる民間不動産情報のサイト等は都が認めたものに限る。

第6章 防災街区整備事業支援

(補助の対象等)

第17条 本章における補助の対象等については、密集交付要綱第5、2(4)ウ及び別表7 防災街区整備事業 共同施設整備費の規定を準用する。この場合において、補助対象事業費限度額の項中「別に定める額」とあるのは「12億円/地区(補助金上限額3億円/地区)」と読み替えるものとする。ただし、地区ごとに都と協議の上、12億円/地区を超える額を補助対象事業費限度額とすることが適当であると都が認めるときは、この限りでない。

第7章 公園、緑地、広場等整備支援

(補助の対象等)

第18条 本章における補助の対象等については、密集交付要綱第5、2(2)及び別表7 基盤整備 用地取得促進中、用地取得促進費③及び補償費③並びに基盤整備 地区整備 地区整備費④及び測量調査設計費の規定を準用する。この場合において、用地取得促進費③及び補償費③中「(取得しようとする用地の面積が100㎡以上の場合に限る。ただし、既存公園の隣地を取得し、既存公園と一体として整備し、100㎡以上とする場合は、この限りでない。)」とあるのは「(取得しようとする用地の面積が100㎡未満の場合に限る。)」と、基盤整備 地区整備 地区整備費④中「(整備しようとする用地の面積が100㎡以上の場合に限る。ただし、既存公園の隣地を用地取得し、既存公園と一体として整備し、100㎡以上とする場合は、この限りでない。)」とあるのは「(整備しようとする用地の面積が100㎡未満の場合に限る。)」と読み替えるものとする。

第8章 現地相談ステーション管理・運営支援

(定義)

第19条 現地相談ステーションとは、不燃化特区内の建替え、共同化等を促進させるため、不燃化特区内又はその近傍で、専門家等により相談を受ける等不燃化の取組を支援する拠点施設をいう。

(補助の対象等)

第20条 補助対象事業、補助対象事業費及び補助要件は次の表のとおりとする。

区分	補助対象事業	補助対象事業費	補助要件
現地相談ステーション管理・運営支援	現地相談ステーションの管理・運営	施設賃料及び運営費（人件費及び維持管理経費） 1地区当たり1000万円/年を上限とし、設置費等初期費用は含まない。	不燃化特区内又は不燃化特区内に権利を有する者の来所に至便な近傍地に設置した施設で、不燃化を促進する相談・情報発信その他の事業を展開すること。 密集交付要綱による現地相談ステーションの設置に係る助成対象であることは要件としない。

第9章 公共施設転換用地取得支援

(定義)

第21条 公共施設とは、道路、公園、広場、緑地、河川、下水道その他公共の用に供する施設をいう。

(補助の対象等)

第22条 補助対象事業、補助対象事業費及び補助要件は次の表のとおりとする。

区分	補助対象事業	補助対象事業費	補助要件
公共施設転換 用地取得支援	公共施設への転換を予定する用地の取得（補償を含まない。）	公共施設への転換を予定した用地の取得に要する費用（借地権の取得を含む。また、用地を既に取得し、特別会計等で経理が明らかにされている場合には、その買収費及びこの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計（当該用地の時価の範囲内）	取得する用地が防災都市づくり推進計画に定める整備計画図（道路網）及び制度要綱第2条第3号に定める整備プログラムに定められた公共施設整備検討エリア内にあること。 公共施設転換用地を取得する場合は、別記第6号様式を提出し、都の承認を受けること。

第10章 効果促進助成支援

(定義)

第23条 この章における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 壁面後退

防災街区整備地区計画等で規定された壁面線の制限で、道路境界線から後退した位置での建築物の壁面後退や工作物の設置制限をいう。

(2) 防災街区整備地区計画等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等をいう。

(3) 店舗等

店舗、事務所等（住居に併設されるものを含む。）の部分を用いる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業並びに制度要綱の目的に反すると知事が判断するものは除く。

(4) 連担建築物設計制度

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づく認定制度をいう。

(5) 接道権利者

連担建築物設計制度による特定行政庁の認定を受けるために必要な区域内の土地所有者・借地権者で、現に適法に接道している敷地の権利者をいう。

(6) 未接道敷地

建築基準法第43条の要件に該当せず、建築物を建築又は建て替えることのできない敷地をいう。

(補助の対象等)

第24条 補助対象事業、補助対象事業費及び補助要件は次の表のとおりとする。

区分	補助対象事業	補助対象事業費	補助要件
壁面後退奨励金	防災街区整備地区計画等の定めに従い、既存の建築物又は工作物の除却を行う者に対する奨励金の交付	区が制度を定めて交付する壁面後退奨励金で、100万円を上限とする。 助成対象・助成額等詳細の要件は区の制度による。	第3章又は第4章の助成対象のものは対象外とする。
不燃化建替えの店舗等への加算助成	店舗等のうち、防災上、相対的に火災可能性が高い建築物を不燃化建替えする者に対する建替え費用の加算助成	区が実施する店舗部分に係る不燃建物の建築工事費への補助で100万円/件を上限とする。 助成対象・助成額等詳細の要件は区の制度による。	

連担建築物設計制度活用時の接道権利者への奨励金等助成	連担建築物制度に同意した接道権利者に対する奨励金の交付	連担建築物設計制度の特定期行政庁の認定を受けるために同意した接道権利者に対して、区が制度を設けて交付する奨励金の額。100万円/件を上限とする。助成対象・助成額等詳細の要件は区の制度による。	連担建築物設計制度の認定・公告が行われた区域の未接道敷地が、連担建築物設計制度の認定により建替えが可能となること。当初認定のみ助成する。連担建築物設計制度の認定に同意した接道権利者ごとに交付する。
老朽建築物除却後の土地管理用の仮設費の助成	老朽建築物除却後の更地化した敷地を区が管理する場合の管理費の支援	老朽建築物除却後の土地（民有地及び除却に伴い取得した区有地）の管理に要する管理柵等の製作・設置費用	この要綱又は密集交付要綱で除却助成の対象に該当した土地であること。
	老朽建築物除却後の更地化した権利者に対する当該敷地の管理費の支援	老朽建築物除却後の土地の管理に要する管理柵等の設置費用	除却後の土地を、権利者が管理することを区が認定したこと。 除却後の土地が、延焼防止上有効な更地と認められること。 権利者が、除却後の土地を用いて収益を得ていないこと。 除却後の土地が、管理放棄されていないこと。 除却後の土地が、「不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱」（平成25年6月24日25主税税第124号）による減免の要件を満たすこと。 所有者の資産となるもの（柵）は補助対象額に含めないが、区が貸与する場合の管理柵の製作費等は補助対象に含める。

第11章 手続等

(補助金の交付申請等及び交付決定)

第25条 この要綱に基づく補助を受けようとする区は、知事が指定する日までに東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付申請書（別記共通第1号様式（以下「交付申請書」という。））に、別記第1号様式から別記第3号様式の16まで及び別記第6号様式を添付し、知事に申請するものとする。

2 第10条のまちづくりコンサルタント派遣及び全戸訪問について、当初の実施期間を延伸しようとする区は、交付申請書に別記第5号様式を添付し、知事に申請するものとする。

3 知事は、前2項の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付決定通知書（別記共通第2号様式）により区に通知するものとする。

4 前項の決定に当たって、知事が補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(交付決定の変更等及び進捗状況報告)

第26条 区は、補助金の交付決定後において、補助金額等の変更が生じた場合は、速やかに前条第1項の定めに基づいて、東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付決定変更申請書（別記共通第3号様式）に変更に必要な書類を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請による変更を相当と認めるときは交付決定を変更し、東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付決定変更通知書（別記共通第4号様式）により区に通知するものとする。

3 区は、補助金の交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたため当該補助金の交付の取消しを必要とするときは、東京都不燃化推進特定整備事業の中止・廃止申請書（別記共通第5号様式）を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の申請を受けた場合は、東京都不燃化推進特定整備事業の中止・廃止申請書を審査し、東京都不燃化推進特定整備事業中止・廃止の承認・非承認通知書（別記共通第6号様式）により区に通知するものとする。

5 知事は必要と認める場合には、区に対し随時、補助事業の状況の報告を求めることができる。

6 区は、知事が事業の進捗状況の報告を求めた場合、東京都不燃化推進特定整備事業進捗状況報告書（別記共通第7号様式）により報告するものとする。

(実績報告)

第27条 区は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに次条の定めに基づいて東京都不燃化推進特定整備事業完了実績報告書（別記共通第8号様式）に別記第4号様式のイから別記第4号様式の5までを添付し、知事に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第28条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必

要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都不燃化推進特定整備事業補助金額確定通知書（別記共通第9号様式）により、区に通知するものとする。

（補助金の交付）

第29条 知事は、前条の規定により確定した金額について、区から請求書（別記共通第10号様式）による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（申請の撤回）

第30条 区は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付申請撤回申出書（別記共通第11号様式）により、補助金交付申請を撤回することができる。

（補助金の交付の決定の取消し）

第31条 知事は、区が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （2） 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助事業を中止又は廃止したとき。
- （4） この補助金を他の用途に使用したとき。
- （5） 補助事業を予定期間内に着手せず又は完了しないとき。
- （6） 補助対象事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助対象事業費に達しないとき。
- （7） この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- （8） 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
- （9） 申請の撤回の申出があったとき。

2 知事は、補助金の交付の決定の取消しを行ったときは、東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付決定取消通知書（別記共通第12号様式）により、区に通知するものとする。

（補助金の返還）

第32条 知事は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されている場合において、返還すべき金額があるときは、区に対して期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、区に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第33条 第29条の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の第1号から第3号までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第29条第2号、第

4号又は第7号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- (1) 違約加算金（100円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算する。
- (2) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
- (3) 本項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

（補助金の経理）

第34条 区は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、制度要綱に基づく不燃化特区の指定期間終了後5年間保存するものとする。

（監督等）

第35条 知事は、区に対し、その施行する補助対象事業について、この要綱の補助金の適正な執行を図る観点から監督上必要があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を構ずるべきことを命ずることができる。

（その他）

第36条 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則（平成25年4月12日25都市整防第49号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度東京都予算に係る補助金から適用する。

（失効）

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成32年度東京都予算に係る補助金の交付に関しては、その手続終了までの間、なお効力を有する。

附 則（平成27年4月1日26都市整防第507号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱第12条に定める戸建建替えに係る建築設計費の補助については、平成26年度末までに区に対し、補助対象確認申請（工事着手前に区要綱の補助対象となるか確認するため受付を行う申請）又はそれに相当する申請があった場合は、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 都市整防第 584 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の規定は、防災都市づくり推進計画（平成 22 年 1 月）の改定に伴い、防災都市づくり推進計画に整備計画図（道路網）が定められ、その計画が施行された日から施行する。